

物品購入等明細書

品名・件名	k i n t o n e ライセンス更新
要求課	総務部総務課
納入場所	総務部総務課
納期	令和7年11月1日

見積書 提出期限	令和7年9月18日
-------------	-----------

品名	形状	数量	単価（税抜）	金額（税抜）
k i n t o n e ガバメントライセンス（スタンダードコース）	サイボウズ(株) kintoneガバメントライセンス(スタンダードコース) 12か月〔令和7年11月1日～令和8年10月30日〕	10		
（仕様書も参照のこと。）				
			合計	

k i n t o n eライセンス更新に係る仕様書

京都市上下水道局総務部総務課

(適用範囲)

第1条 京都市上下水道局（以下「甲」という。）と契約者（以下「乙」という。）における、k i n t o n eライセンス更新に関する仕様は、次条以下のとおりとする。乙は、この仕様書に従って契約を履行すること。

(調達内容)

第2条 調達内容は以下のとおりであり、ライセンスの賃貸借期間を含めた詳細は、明細書のとおりである。なお、甲が現在保有しているライセンスの契約期限は令和7年10月31日までであり、乙は、本件賃貸借期間の開始に合わせ、甲が切れ目なくライセンスを行使できるように手続を完了すること。

k i n t o n e（キントーン／サイボウズ株式会社）

スタンダードコース 10ライセンス（ガバメントライセンス）

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借期間は、令和7年11月1日から令和8年10月31日まで（12か月間）とする。

(支払方法)

第4条 支払方法は利用（課金）開始月の翌月に一括払いとし、甲は乙からの適正な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

(秘密の保持)

第5条 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が本仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。

3 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

(疑義)

第7条 乙は、本仕様書の内容等に関して疑義がある場合、契約前に甲の説明を受けておくこと。

2 乙は、契約決定後に生じた疑義又は本仕様書に定めのない詳細事項の取扱いについて、原則として甲の解釈に従う。

3 本仕様書に特段の記述がなくても、本契約の遂行に当たって必要な付随的作業は、乙の責任において実施する。